

北海道高等学校教育研究会商業部会規約

- 第 1 条 本会は北海道高等学校教育研究会会則第 6 条による商業部会で北海道高等学校教育研究会商業部会という。
- 第 2 条 本会の事務局は部会長の在勤校に置く。
- 第 3 条 本会は北海道における商業教育の充実振興を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 研究会の開催
2. 講習会，講演会の開催
3. その他本会の目的達成に必要と認められる事業
- 第 5 条 本会の会員は北海道高等学校教育研究会商業部会の会員をもって組織する。
- 第 6 条 本会に次の役員をおく。
部 会 長 1 名
副 部 会 長 2 名
幹 事 若干名
監 事 2 名
- 第 7 条 部会長は役員会において会員中より選出する。
副部会長，幹事，監事は部会長が委嘱する。
役員名簿は総会に報告する。
役員任期は 1 年とする。ただし重任することができる。
- 第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 部会長は部会を統轄するとともに商業部会を代表し，本部の役員となる。
2. 副部会長は部会長を補佐し，部会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事は会務の運営処理にあたる。
4. 監事は会務および会計の監査にあたる。
- 第 9 条 総会は毎年 1 回 1 月に部会長が招集する。
部会長は必要と認めるときは臨時に総会を招集することができる。
ただし，総会を開くことができないときは役員会をもってこれに代えることができる。
総会に付議する事項は次のとおりとする。
1. 予算および決算
2. 規約の変更
3. その他重要な事項
役員会は必要に応じて開くものとする。
- 第 10 条 本会の経費は，北海道高等学校教育研究会商業部会運営費およびその他の収入をもってこれにあたる。
- 第 11 条 本会の会計年度は，毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。
- 付 則 本規約は昭和 50 年 1 月 10 日より実施する。